



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

「保険料免除制度」

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が全部または一部免除されます。申請者本人（被保険者）・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書を合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

「納付猶予」

50歳未満の方（学生を除く）は申請により保険料の全額の納付が猶予されます。申請者本人および配偶者それぞれの前年所得が審査の対象となります。

申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

令和2年度の免除申請は7月1日（水）から申請可能です。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

問合せ 秩父年金事務所

☎0494-27-6560

役場住民福祉課 福祉・年金担当

☎82-1226



児童手当現況届について

6月分以降の児童手当等（児童手当と特例給付を合わせて児童手当等といいます。）を受けるには現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※詳細については受給者宛に現況届用紙等を郵送しますので、必ず6月30日（火）までに住民福祉課へ提出してください。現況届用紙等が届かなかった場合は、お問合せください。

問合せ 住民福祉課 児童手当担当 ☎82-1226



農薬は適正に使用しましょう

農薬を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、他の作物への飛散に十分注意してください。

散布量は最低限にし、できるだけ、せん定や補殺など、農薬以外の防除方法を検討しましょう。

やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者等に周知するとともに風向きなどに十分注意し、事故防止に努めてください。

また、誤飲などの事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、かぎをかけて安全に保管管理してください。使用するときは、飲食物の容器（ペットボトル等）を容器として用いないでください。

農薬を廃棄するときは、専門業者に処理を委託するなど、各自責任を持って処分してください。

農薬は本来の目的以外で使用しないでください。

問合せ 農業委員会 ☎82-1223



山に入られる方ご注意ください

村内でイノシシ等の出没により、農作物等に被害が発生しているため、村では下記のとおり有害鳥獣の捕獲を行っています。

実施の際は、事故防止に十分配慮いたしますが、山に入られる方ご注意ください。農作物等の被害防止の目的をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

また、住民の皆様にはイノシシ等の出没および被害の情報提供につきましてもお願いいたします。

記

捕獲の期間 4月1日（水）～9月30日（水）
日の出から日没まで

捕獲の鳥獣 イノシシ、シカ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、サル、ヒヨドリ、カラス、カワウ、ゴイサギ

捕獲の区域 東秩父村全域
（秩父高原牧場内は除く）

捕獲の方法 「銃器」・「足くくり罠」・「箱罠」
捕獲の従事者 小川猟友会東秩父支部会員等

問合せ 産業観光課 ☎82-1223